

令和4年9月6日(火)
午前11時 解禁

令和4年9月6日

【照会先】

神奈川労働局労働基準部安全課

安全課長 千葉 幸則 (内線6050)

安全専門官 柏原 周造 (内線6053)

(代表電話) 045(211)7352

報道関係者 各位

「小売業」の安全衛生管理を促進するための協議会を設立しました

～ ^{プラス} Safe協議会：自主的な安全衛生活動の促進に向けた協議会～

神奈川労働局（局長 西村斗利）は、このたび小売業における自主的な安全衛生活動の促進を図り、地域全体の安全衛生に対する機運の醸成を推進することを目的として、神奈川県内に本社のある安全衛生活動のリーディングカンパニーを構成員とする協議組織を「小売業^{プラス} Safe協議会」として設立し、本年8月30日に第1回目の協議会を開催したので公表します。

【協議会の要点】

1. 小売業^{プラス} Safe協議会の構成員
 - ・オーケー株式会社
 - ・生活協同組合ユーコープ
 - ・富士シティオ株式会社
 - ・株式会社クリエイトエス・ディー
 - ・相鉄ローゼン株式会社
 - ・中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター
 - ・神奈川産業保健総合支援センター
 - ・神奈川県 産業労働局労働部雇用労政課
 - ・神奈川労働局 労働基準部安全課
2. 今後の活動内容
 - (1) 小売業にマッチした安全衛生活動（KY活動）を提案し、モデル店舗などでの試行により災害件数又は労働者の安全意識向上の効果を検証する。
 - (2) 小売業でも手軽にできる腰痛予防体操「これだけ体操」を提案し、モデル店舗などの試行により腰痛件数又は腰痛緩和の効果を検証する。
 - (3) 地域住民も参加できる骨密度測定会などをモデル店舗などで開催し、就労者及び地域住民の健康づくりを推進する。
 - (4) 協議会の構成員から労働災害防止のための効果的な取組を収集し、好事例集として取りまとめる。

(参考情報)

◇ 協議概要

協議会設置要綱の承認を経て「神奈川小売業+Safe協議会」が設置されました。同協議会では、各小売事業者からの安全衛生活動の発表のなかで、事業の多角化や雇用形態の多様化による安全衛生活動の難しさなどの発言がありました。

各小売事業者では「転倒」及び「腰痛」が労働災害の上位を占めるため、小売業に適応した安全衛生活動や健康づくりによるアプローチのほか、就労者の安全衛生意識の向上のための取り組みを踏まえ、上記2の活動内容の賛同を得ました。

◇ 労働災害発生状況

令和3年の当局管内における小売業の休業4日以上労働災害は1,074件、前年比で8%増加しました。業種でも事故の型別では「転倒」、「動作の反動・無理な動作」が上位を占め、この2つの事故の型による労働災害の削減が課題です（別添1参照）。

◇ 厚生労働省が設立したSAFEコンソーシアムとの関係

本年6月20日、厚生労働省では国民の安全衛生に対する意識啓発による行動変容の促進と、多店舗展開企業などへの自主的な安全衛生活動の普及・定着を図ることを目的として、従業員の幸せのための「Safer Action For Employees」の頭文字を取ったSAFEコンソーシアムを設立しました（別添2参照）。

当局では、このコンソーシアムの設立に呼応し、本協議会において転倒や腰痛災害の増加を行政上の問題としてだけではなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、協議会に参加する企業・団体と協働し、効果的な労働災害防止対策の情報を発信し小売業及び介護施設全体への普及促進を図ります。

別添資料

別添1 神奈川労働局管内の小売業の労働災害の推移

別添2 本省報道発表資料（コンソーシアムの設立について）